

令和３年度第２回総合教育会議（令和４年２月１０日開催）
協議事項「困難を抱える子どもの教育確保のための支援」の対応状況について

項番	教育委員意見	対応状況
1	【垣根を越えた横断的な組織の形成について】 ・学校、保護者、行政機関が一緒になりヤングケアラーについて考えていく仕組みが必要。役割を超えて協力を。 ・第三者的組織、様々な機関がネットワークとなる組織があるとよい。	【教育庁】 児童生徒・保護者等に対する相談業務等を行うスクールカウンセラーや、関係機関のつなぎ役となるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充した。 （スクールカウンセラー：44人→45人、スクールソーシャルワーカー：10人→12人） 【健康福祉部】 ・令和3年11月の設立時より、「あきた子ども応援ネットワーク」（※）に県としても参画し、各種支援を実施している。 ・「要保護児童対策協議会」において学校等と情報を共有し、要支援家庭に対するサポートを行っている。
2	【支援に係る人材確保への取組について】 ソーシャルワーカー確保のため、医師会や病院協会に協力の呼びかけを。	【教育庁】 秋田県社会福祉士会、秋田県精神保健福祉士協会に協力を呼びかけ、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充した。
3	【子どもからの相談への対応について】 虐待による子どもの心の叫びに気づき専門家につなぐ体制を。	【教育庁】 スクールカウンセラーを中心とした教育相談体制の充実を図ったほか、学校に対し児童生徒の状況把握に努めることなどを指導した。 【健康福祉部】 ・児童家庭支援センター（※）の開設等により、相談体制の整備を進めていく。 ・里親委託を進めており、令和3年度末時点で委託率24.2%となっている。
4	【自己肯定感を高める教育及び発達障害・グレーゾーンの児童生徒へのサポートについて】 ・自分を認め、他者を認めること、自己肯定感を高めることが重要ではないか。 ・発達障害やグレーゾーンと呼ばれる子どもについて、地域や民間と一体になってサポートできる環境づくりを。	【教育庁】 ・組織的な道徳教育の充実、地域や家庭との連携について学校に重点的に指導した。 ・スクールカウンセラーとの連携による心の教育を充実させた。 【健康福祉部】 発達障害者支援センター（H19.10.1～。現在は県立医療養育センター内）を設置し、相談支援を行っているほか、地域の支援体制整備に努めている。

※「あきた子ども応援ネットワーク」

地域で子どもの貧困対策に取り組む団体等で構成するネットワーク。支援を必要とする親子と、子ども食堂や食料支援、学習支援、制服等リユースなどの取組を行っている個人や企業、団体（支援者）と、支援者の活動に協力したい個人や企業等をネットワークでつなぎ、さらには行政や教育機関、社会福祉協議会等と連携して「支援の輪」を広げようとするもの。

※「児童家庭支援センター」

児童福祉法の児童福祉施設と位置づけられた公的機関で、児童虐待、不登校、発達の遅れ、子育てなどの相談をお受けする総合相談窓口。